

**台風・風水雪害への対応について（決定）**

平成29年4月10日  
日の出町教育委員会  
日の出町立小中学校校長会

台風を始め、風水雪害等の自然災害が発生した(予測される)場合の学校の対応について、下記のように確認します。

**1 始業時に影響が心配される場合****(1) 当日早朝に対応策を決定する場合**

- 5時30分 校長会長が、教育委員会指導室長と協議し、対応策を決定する。
- 5時45分までに 会長から各校長に対応策を連絡する。  
以後、各学校において各家庭に周知をする。
- 防災無線放送による周知(1回 7:00)【学校教育課長】
- 日の出町お知らせメールによる周知【学校教育課長】

**(2) 前日に対応策を決定する場合**

- 校長会長が、教育委員会指導室長と協議し、決定する。
- 会長から各校長(学校)に対応策を連絡する。  
以後各学校において、児童・生徒(決定時間による)、各家庭に周知。
- 防災無線放送による周知(1回)【学校教育課長】
- 日の出町お知らせメールによる周知【学校教育課長】
- ※ 子育て福祉課への周知(町メール)【学校教育課長】

**2 下校時に影響が心配される場合**

- 学校によって対策方法のばらつきがないように留意する。
- 状況を見ながら、校長会長と各校長間で情報交換を密に行い、対応策について協議し集約する。
- 集約した対応策に基づき、校長会長と指導室長が協議し、対応策を決定する。
- 会長から各校長(学校)に対応策を連絡し、各学校において児童・生徒及び各家庭に周知の上、下校させる。

**3 給食について【学校教育課長 → 給食センター】**

- 始業時間が、繰下げの場合は、通常どおり。
- 下校時間が、繰上げの場合は、下校時間により判断する。
- 日の出町お知らせメールによる周知【学校教育課長】

#### 4 台風進路が関東を直撃することが想定される場合

##### (1) 登校に関わること

- 翌日、台風進路が関東を直撃し、登校時刻に被害が大きいと予想される場合は、授業を午前中臨時休業とする。
- 当日、午前5時30分現在の台風進路状況により午後授業の決定をする。
- 午前5時30分現在で、気象庁から「日の出町及び多摩西部」地域に暴風警報（大雨警報は該当しない）又は特別警報（現象の種類を問わない。以下同じ）が発令されている場合は、臨時休業とする。

##### (2) 下校に関わること

- 台風の予想進路が関東を直撃し、下校時刻に被害が大きいと予想される場合は、家庭の状況等を十分に考慮した上で、授業を午前中に短縮し、給食を実施した後一斉下校とする。
- 児童・生徒が学校にいるときに「日の出町及び多摩西部」地域に暴風警報又は特別警報が発令され、下校時過ぎまで影響がある場合は、安全確保のために児童・生徒を学校に留め置く。
- 暴風警報又は特別警報が解除された後、下校の際には、通学路の安全確認、危険箇所等状況を説明し、集団下校等の措置を行う。
- 保護者の引き取りについては、保護者の責任によりこの限りではない。

#### 5 その他

- 以上に限らず、児童生徒の安全確保を第一に考え、校長会長と指導室長で協議して、対応を決定する。
- 各学校の立地条件等の違いにより、同一の対応策にならない場合が想定されるので、各学校の事情を優先して対応する。
- 同一学区の小中学校では、兄弟姉妹の関係があるので、出来るだけ対応が異なることがないように留意する。

**【重要】** 教職員は基本的に一斉日の出メール（sugumail）に登録。



QRコード未登録の方はこちらから登録してください